【京都市】被相続人居住用家屋等確認書 申請時提出書類チェックシート

様式1-2

家屋全部の取壊し、除却又は滅失後の「敷地等」を譲渡した場合

★提出前に以下の書類が揃っているかを確認のうえ、下記申請先に提出してください★

	必要書類(注意事項)]ヒ° -	主な取得先	確認内容
	被相続人居住用家屋等確認申請書(様式1-2) ・ HPに掲載している記入例を参考にしてください。 ・ 消せるボールペンや修正ペンは使用できません。	不可	・空き家相談窓口 ・京都市HPから印刷	・申請書1ページ目の太枠内
	被相続人の除票住民票発行日は問いません。被相続人の住所と売買契約の対象となる物件の所在地が 異なる場合は、補完書類が必要になる場合があります。老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居し、当 該施設に住民票を移動していた場合は、被相続人の戸籍 の附票も提出してください。	不可*	・各区役所、支所、出 張所 ・証明書発行コー ナー	・被相続人の氏名 ・相続開始日 ・被相続人の相続開始日時点の 居住地
	 家屋及びその敷地等の相続人全員の住民票 ・家屋又は家屋及び敷地等の取壊し日以降に取得してください。 ・相続開始の直前(被相続人の老人ホーム等の入所直前)から譲渡までに転居をしていた場合は、併せて戸籍の附票も提出してください。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票は受け付けられません。 	不可*	同上 (京都市以外にお住 まいの方はお住まい の市区町村の窓口)	・申請対象となる相続人の氏名 ・相続直前(老人ホーム等入所直 前)から譲渡日まで、相続人全員 が当該家屋に居住していないこと
) 敷地(土地)等の売買契約書のコピー ・全ページのコピーが必要です。 ・売買契約書から譲渡日が確認できない場合、譲渡日がわ かる書類(所有権移転後の登記事項証明書、引渡確認 書、残代金受領証など)も提出してください。		申請者本人 (換価分割の場合、 代表相続人)	・売買対象となる家屋の敷地等の 所在地 ・譲渡日
)家屋の閉鎖事項証明書(建物) ・家屋の取壊し、除却又は滅失の日以降に取得できます。 ※ 家屋が未登記の場合は、解体工事の請負契約書のコピー や工事費用の請求書及び領収書等、取壊した家屋の所在 地や取壊日がわかる書類の提出が必要です。	不可*	法務局	・申請対象となる相続人の数 ・被相続人居住用家屋の所在地 ・建築年月日 ・家屋の取壊し、除却又は滅失の 日
	敷地等の登記事項証明書(土地)所有権移転後の登記事項証明書は、譲渡日の確認に用いることができます。※ 換価分割の場合は遺産分割協議書、遺贈等の場合は遺言書等のコピーを合わせて提出してください。	不可*	法務局	・申請対象となる相続人の数・譲渡日
\Box $\widehat{\mathcal{T}}$) 以下(i)(ii)の いずれか			
	(i)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 ・使用場所、使用中止日(契約廃止日)、発行日が確認できる書類を提出してください。 ・使用中止日(契約廃止日)は、相続開始日から取壊し日までの必要があります。	可	・電力会社 ・ガス会社 ・京都市上下水道局	・相続した家屋が空き家であった こと ・相続から譲渡の時まで事業、貸 付け又は居住の用に供されてい
	(ii)宅地建物取引業者による広告やチラシ ・家屋の現況が、空き家であることが表示されているもの。 ・掲載日が確認でき、その日付が相続開始日から取壊し日 までの必要があります。	可	媒介契約を締結した 宅地建物取引業者 等	刊り又は居住の用に供されてい ないこと
□ 8	家屋解体後の敷地(更地)の写真・ 取壊しの日から譲渡の時までの間に、撮影された写真が必要です。※ 撮影日を記載してください。(手書き可) 敷地に隣接している家屋の外壁等が写っていて、敷地の位置関係がわかる写真をご提出ください。	可	·解体業者 ·申請者本人 等	取壊しから譲渡の時まで、敷地が 利用されていないこと
<u> </u>	複数の相続人が同時に由請する場合に限って 2人目以降の日	_ 	トール・アルミナ相川の	

* 複数の相続人が同時に申請する場合に限って、2人目以降の申請者はコピーに代えて提出いただけます。

次頁に続く

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は⑨~⑪の全ての書類の提出が必要です。

必要書類(注意事項)]צ° −	主な取得先	確認内容
 ⑨ 介護保険の被保険者証又は障害福祉サービス受給者証のコピー・要介護認定等の決定通知書や要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録でも代替できます。		既に被相続人が取 得している書類をコ ピーしてください。	・被相続人が施設等に入所する 時点において要介護、要支援認 定等を受けていたこと
⑩ 施設入所時の契約書等・施設を転々とされていた場合は、全ての施設分が必要です。□ ※ 被相続人の住民票を施設等へ移していなかった場合は、退所日が分かる書類(利用明細書等)も必要です。	恒	入所施設等	・施設等の名称、種類、所在地等 (本特例の対象となる老人ホーム 等であること)
⑪ 以下(i)~(iii)のいずれか			
(i)電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類 ・使用場所、使用中止日(契約廃止日)、発行日、契約名義(原則、被相続人)が確認できる書類を提出してください。・使用中止日(契約廃止日)は、相続開始日から譲渡日までの必要があります。 ・要件を満たせば⑦(i)と併用できます。	币	・電力会社 ・ガス会社 ・京都市上下水道局	・被相続人が施設入所後も家屋 を一定使用していたこと ・相続した家屋が空き家であるこ
(ii)家屋への外出、外泊等の記録 ・老人ホーム等が保有・作成したものに限ります。	可	入所施設等	・相続から譲渡の時まで事業、貸付け又は居住の用に供されていないこと
(iii)その他 例. 老人ホーム等への入所時から相続開始までの間に届いた 被相続人居住用家屋を宛先とする被相続人宛の郵便物 相続発生後の家財処分の請求書及び領収書 等	可		, ⁴ Λ⊂C

その他

□ ◆ 委任状

- ・提出書類の訂正や確認書の受取を申請者以外が行う場合はご提出ください。
- ・任意様式ですが、委任状のひな形をHPに掲載していますので適宜ご活用ください。
- 委任者の押印が必要です。

□ ◆ 返信用封筒

- ・確認書の受け取りを郵便でご希望の場合、返信先の住所・氏名を記載し、郵送料分の切手を貼付のうえ、ご提出ください。
- ・郵便料金が不足していた場合は、不足分の切手を郵送いただくか、不足料金受取人払いにて送付します。

【注意事項】

- ・申請書類に不備や疑義が生じた場合は、追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・確認書の発行後は、いかなる理由があっても申請書類の返却はできません。控えとして必要な場合は予めコピーをとるなどの対応をお願いします。

申請先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課(空き家相談窓口)

住所:京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地(分庁舎3階)

電話:075-231-2323 (9:00~11:30、13:00~16:30(土日祝・年末年始を除く))

※FAXやメールでの申請は、一切受け付けていません。

※空き家相談窓口にお越しになる際は、必ず事前予約をお願いします。